作成基準日: 2016年6月3日 アストマックス投信投資顧問株式会社

## 南アジア4カ国 マーケットレポート

### 【株価指数の推移】※…現地通貨ベース 終値 5月20日比

		4-C III	• • • • • •
インド	S&P·BSE500種指数	10,817.38	5.10%
スリランカ	スリランカ コロンホ・全株指数	6,519.23	-1.72%
パキスタン	カラチ 全株指数	25,115.51	0.87%
バングラデシュ	ダッカ総合株価指数	4,446.09	1.21%

(出所:ブルームバーグ)

#### 【為替(対円)の推移】 終値 5月20日比 インド インドルピー 1.5840 -3.06%スリランカ スリランカルピー 0.7226 -3.61%パキスタンルピー パキスタン 1.0170 -3.24%バングラデシュ バングラデシュタカ 1.3602 -3.21%

(出所:ブルームバーグ)

### 【各国の市況・トピックス】

### 【インド:個人消費が成長を牽引】

インド政府は5月31日にGDP統計を発表しました。2016年1~3月期の成長率は前年同期比+7.9%、15年度通期(15年4月~16年3月)でも前年比+7.6%と7%超の成長率を記録し、経済の力強さを示しました。

世界景気の鈍化や先行き不透明感が増すなか、インドでは海外からの投資拡大や個人消費増が成長を支えています。外需依存が低く、内需が牽引役の同国は、海外景気に左右されにくい経済構造をもっています。商品相場の低迷による物価抑制効果もあり、2015年の個人消費は前年比+7.4%となりました。人口ボーナス期が到来して間もないインドでは、これから長期にわたって家計所得が拡大していくと推測されるため、さらに堅固な消費主導の経済の確立が期待されます。

### 【スリランカ:安倍総理、シリセナ大統領と初の首脳会談】

5月28日、安倍総理大臣はG7伊勢志摩サミットのアウトリーチ会合(拡大会合)に参加したスリランカのシリセナ大統領と初の首脳会談を行ない、両国の関係強化に向けた取り組みを今後も進めていくと改めて強調しました。会談では、同国のインフラ開発支援のため、送配電網や上水道の整備に対し、総額380億円の円借款を供与すると表明しました。低利融資や国債引き受けを通じた日本から同国への財政支援は、総額42億ドルに及ぶとされています。

#### 【パキスタン:来年度の目標成長率は+5.7%】

6月3日、パキスタン財務省は来年度(2016年7月~2017年6月)予算案を発表しました。来年度は成長率+5.7%を目標に掲げ、税収を16%増加させて財政赤字を対GDP比3.8%まで縮小し、農業や輸出産業など5部門に対し税制優遇措置を検討するとしています。6月1日に同省が発表した経済報告書によると、2015-16年度の成長率は+4.71%と8年ぶりの高成長となりました。パキスタン株式市場は高値圏での取引となりました。MSCIエマージングへの格上げや政府予算案への期待がサポート要因となりました。

### 【バングラデシュ:来年度の目標成長率は+7.2%】

6月2日、バングラデシュ財務省は来年度(2016年7月~2017年6月)予算案を発表しました。来年度は成長率+7.2%を目標に掲げ、交通網や電力セクターなどのインフラ整備の予算を今年度よりも31%増やす方針を示しました。また、繊維産業の税率を35%から20%へ引き下げ、産業をより活性化し、輸出増や雇用創出につなげていきたいとしています。このほか、社会保障の充実による貧困層の減少、人材育成などの構造改革の推進による国内外からの投資拡大、高級ホテル建設などによる観光業の強化といった課題に対する予算が盛り込まれています。

### 当資料のお取り扱いにおける注意

当資料はアストマックス投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当資料は、信頼できると判断した情報に基づいて作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。当資料中に記載している内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更することがあります。当資料中のいかなる内容も将来の投資収益を示唆ないし保証するものではありません。

信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。投資信託の取得のお申込みに当たっては、販売会社から目論見書等をお渡しいたしますので、必ず内容をご確認のうえ、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。

投資信託は、預貯金や保険契約にはあたりませんので、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

### 南アジア4カ国 マーケットレポート

### 【株価指数の値動き】〔期間:2015年10月1日~2016年6月3日、現地通貨ベース〕

(出所:ブルームバーグ)

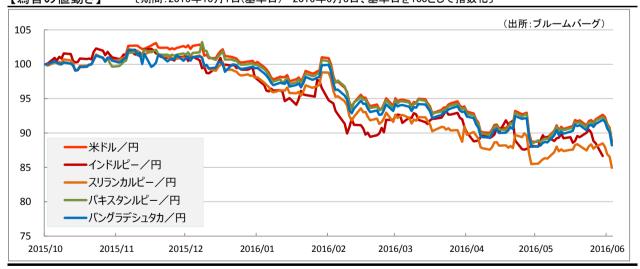








【為替の値動き】 〔期間:2015年10月1日(基準日)~2016年6月3日、基準日を100として指数化〕



### 当資料のお取り扱いにおける注意

当資料はアストマックス投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当資料は、信頼できると判断した情報に基づいて作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。当資料中に記載している内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更することがあります。当資料中のいかなる内容も将来の投資収益を示唆ないし保証するものではありません。

信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。投資信託の取得のお申込みに当たっては、販売会社から目論見書等をお渡しいたしますので、必ず内容をご確認のうえ、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。 (2/3)

作成基準日: 2016年6月3日 アストマックス投信投資顧問株式会社

## 南アジア4カ国 マーケットレポート

### 投資信託の主なリスク

投資信託は、主に国内外の株式や債券、その他の有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の価格の下落や、組入有価証券等の発行会社の倒産や財務状況の悪化、為替の変動等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。

投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、投資市場、投資対象国などが異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資にあたっては目論見書や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

### お客様にご負担いただく主な費用

ご投資いただくお客様には以下の費用をご負担いただきます。

- ■申込時に直接ご負担いただく費用・・・・・申込手数料 上限3.78%(税抜き3.50%)
- ■換金時に直接ご負担いただく費用・・・・・信託財産留保額 上限0.5%
- ■投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・・・信託報酬 上限2.376%(税抜き2.20%) ※一部のファンドについては、運用成果等に応じて実績報酬をご負担頂く場合があります。 ※ファンド・オブ・ファンズの場合は、ファンドの投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。
- ■その他費用・・・・・上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。 当該費用は運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記に記載しているリスクや費用項目は一般的な投資信託を想定しています。

費用の料率につきましては当社が運用するすべての投資信託のうち最高の料率を記載しています。手数料の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間などに応じて異なりますので、表示することができません。投資信託に係るリスクや費用は、各投資信託により異なりますので、ご投資に当たっては、目論見書や契約締結前交付書面をよくご覧ください。



# **一 アストマックス投信投資顧問株式会社**

〒141-0022 東京都品川区東五反田2-10-2 東五反田スクエア5階

商号等: アストマックス投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第387号

商品投資顧問業者 農経(1)第21号

加入協会: 一般社団法人投資信託協会 / 一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人 第二種金融商品取引業協会 / 日本商品投資顧問業協会

### <u>当資料のお取り扱いにおける注意</u>

当資料はアストマックス投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当資料は、信頼できると判断した情報に基づいて作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。当資料中に記載している内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更することがあります。当資料中のいかなる内容も将来の投資収益を示唆ないし保証するものではありません。

信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。投資信託の取得のお申込みに当たっては、販売会社から目論見書等をお渡しいたしますので、必ず内容をご確認のうえ、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。

投資信託は、預貯金や保険契約にはあたりませんので、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。